

千葉県条例第 4 3 号

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉県道路占用料条例（昭和 3 0 年千葉県条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	1, 2 0 0 円
	第 2 種電柱	1 年	1, 8 0 0 円
	第 3 種電柱		2, 5 0 0 円
	第 1 種電話柱		1, 1 0 0 円
	第 2 種電話柱		1, 7 0 0 円
	第 3 種電話柱		2, 3 0 0 円
	その他の柱類		1 1 0 円
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メー トルにつき	1 1 円
	地下に設ける電線そ の他の線類	1 年	6 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1, 0 0 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	6 4 0 円
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1 個につき 1 年	2, 1 0 0 円
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		8 9 0 円
広告塔	一時的 に設け	表示面積 1 平方メート	6 5 0 円

		るもの	ルにつき 1 月	
		その他 のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	6, 5 0 0 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 1 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	4 5 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			6 4 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			9 6 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			1 3 0 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの			1 9 0 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			2 5 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの			4 5 0 円

	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの				6 4 0 円
	外径が 1 メートル以上のもの				1 , 3 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	6 円
			その他のもの		2 1 円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標		1 本につき 1 年	1 , 7 0 0 円

	示柱その他の柱類		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	
	その他のもの	上空に設けるもの		1, 100 円
		地下に設けるもの		640 円
	その他のもの			2, 100 円
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 100 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		A に 0. 005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0. 01 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3, 200 円
	地下に設ける通路			1, 900 円
	その他のもの			2, 100 円
	法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日
その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	650 円	
道路法施行令	看板（ア	一時的に	表示面積 1	650 円

(昭和27年 政令第479 号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	一チであ るものを 除く。)	設けるも の	平方メー トルにつき1 月	
		その他の もの	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	6,500円
	標識		1本につき 1年	1,700円
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本につき 1日	65円
		その他の もの	1本につき 1月	650円
	幕(令第 7条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く。)	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積1 平方メー トルにつき1 日	65円
		その他の もの	その面積1 平方メー トルにつき1 月	650円
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき 1月	6,500円

		その他のもの		3, 200円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2, 100円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	650円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	210円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	Aに0.033を乗じ、100で除して得た額
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額

		もの	平方メートルにつき 1 年	を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	A に 0. 0 1 を乗じ、1 0 0 で除して得た額
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 3 3 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具				A に 0. 0 3 3 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 3 号に掲げ	トンネルの上又は高速自動車国道若しく			A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額

る施設	は自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の
占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料につい
ては、なお従前の例による。